

研究ノート

韓国における死刑の執行停止と その後の刑事政策¹⁾

藤 原 凜[※]

- I 問題意識
- II 死刑執行停止後の死刑判決の推移及び量刑基準
- III 「非厳罰化」と「厳罰化」
- IV 犯罪の実態
- V むすび

I 問題意識

韓国で死刑の執行が停止されて、早 20 年となる。この間の韓国の法学会における死刑制度の議論を振り返ると、その発展は死刑廃止運動の展開とともに、次の三つの段階に分類できるように思う。第 1 期は 1987 年の 6 月抗争による民主国家への転換と、1989 年の「死刑廃止運動協議会」の発足に伴う初期段階で、死刑廃止運動は主に少数の民主運動家や宗教関係者が主導し、法哲学的・宗教的観点からの議論が主軸に据えられていた²⁾。第 2 期は、死刑の執行が停止された 1998 年から事実上の死刑廃止国となった 2007 年までの期間で、この間の死刑廃

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 16 巻第 2 号 2017 年 7 月 ISSN 1347-0388

※ 函館大学専任講師

- 1) 本稿における「刑事政策」は、犯罪予防対策における国家施策全般を指す。
- 2) 김일수 「사형은 폐지되어야 한다」, 『교정연구』 제 157 호, 전주대학교비교법학연구소, 1989, 27 면
한인섭 「사형제도 문제와 개선방향」 『형사정책』, 한국형사정책학회, 1991, 23 면
문성학 「사형제도의 도덕성 논쟁」 『철학연구』, 대한철학회, 1997, 96 면

止運動は飛躍的な発展を遂げ、死刑制度についての研究も体系的になされ、多くの成果を挙げた³⁾。そして、第3期に当たる2008年以降から現在までは、死刑制度の実質的「死文化」⁴⁾を前提に、法律上の死刑制度の存在と、執行が停止されている事実によって招来される様々な問題点の解決や、完全な廃止に向けての代替制度に関する実践的議論に重点が移ってきている⁵⁾。この他にも、アジア地域初の自主的な死刑執行停止という特殊性に着目し、その実態の解明を試みた諸外国での研究も見られる⁶⁾。

このような国内外の研究状況とあいまって、死刑執行停止後の韓国の死刑判決は著しく減少している。現時点で統計が入手できる1998年から2015年までの

-
- 3) 김인선「우리나라 사형제도의 역사적 고찰과 그 위헌성 여부」『교정연구』 제 287 호, 전주대학교비교법학연구소, 2000, 281-311 면
허일태「사형제도폐지를 위한 우리의 임무」『비교형사법연구』, 한국비교형사법학회, 제 2 호, 2000, 161-169 면
허일태「사형의 대체형벌로서 절대적 종신형의 검토」『형사정책』 제 12 권 제 2 호, 한국형사정책학회, 제 2 호, 2000, 223-236 면
정대철「사형제도를 사형시켜라」『고시연구』, 고시연구사, 2001, 12 면
김상겸「생명권과 사형제도 - 사형제도 존치론을 중심으로 -」『헌법학연구』 제 10 권 제 2 호, 한국헌법학회, 2004, 237 면
정일웅「사형제도와 인간의 생명」『신학지남』, 신학지남사, 2006, 20 면
허일태「사형의 대안으로서 절대적 종신형 도입방안」『형사정책연구』 제 17 권 제 2 호, 2006, 37-60 면
조병선「사형존폐론의 방법론적 재검토」『한국형법학의 새로운 지평: 심운 김일수 교수 회갑기념논문집』 박영사, 2006, 730 면
이보영, 박봉건「사형제도 존폐와 그 현실적 대안」『법학연구』, 한국 법학회, 2007, 350 면
이훈동「전환기의 한국 형법 - 사형제도의 새로운 시각 -」, 『외법논집』 제 26 집, 한국외국어대학교 법학연구소, 2007.5, 433 면
- 4) 박찬걸「사형제도의 합리적 대안에 관한 연구」『법학논총』 제 29 집 제 1 호 2012, 7 면
- 5) 박영숙「사형제도 존폐론에 관한 연구」『교정복지연구』, 한국교정복지학회, 2008, 52-58 면
조국「사형폐지를 위한 단계적 실천방안 제언」, 한국인권사회복지학 2008년도총계학술대회발표문, 한국인권사회복지학회, 2008, 1 면
박성철「사형제도의 폐지와 대체형벌에 관한 소고: 종신형의 도입과 피해자의 의사」『형사정책연구』 제 21 권 제 4 호, 한국형사정책연구원, 2010.12, 139 면
이덕인「사형폐지의 정당성 - 사법살인과 오판에 의한 사형」『중앙법학』, 제 12 집 제 2 호, 중앙법학회, 2010.6, 123 면
김영철, 조현옥「사형의 장기미집행과 형의 시효에 관한 규정의 부조화 - 사형은 곧 징역 30 년? -」『일감법학』 29 권 0 호, 건국대학교 법학연구소, 2014, 121-152 면

18年間、第1審の刑事公判で死刑判決を言い渡された人数は計118人である(表2-1-1参照)。これは、1998年以前の18年間、すなわち1980年から1997年までの第1審における死刑言い渡し人員の425人⁷⁾に比べると、7割以上減少したことになる。

一方、大法院(日本の最高裁判所相当する)は1963年以来⁸⁾、一貫して死刑制度を合憲とし⁹⁾、憲法裁判所も最初の判断となった1996年から死刑制度を「必要悪」として是認する立場に回り¹⁰⁾、直近の2010年にも依然として「生命権もまた憲法第37条第2項による法律の留保の対象と言わざるを得ない」として合憲判断を示した¹¹⁾。ただし、2010年の判決では、9人の判事のうち3人が違憲、1人が一部違憲の少数意見を述べ、死刑制度の違憲性を指摘し、違憲の立場に立つ裁判官が14年前の2人から二倍に増加した。違憲性の根拠は、「死刑が執行される時点で、死刑を通して保護せんとする他人の生命権または重大な法益の侵害はすでに終了しており、犯人の生命または身体を剝奪する緊急性及び不可避性は認められず、死刑により達成される公益に比べ、侵害される私益のほうがはるかに重く、法益の均衡を逸している」、「刑罰としての死刑が科される時点で、国家の存立または被害者の生命が犯人の生命と衝突する状況はすでに存」しない、「生命権は概念上も実質上も本質的な部分とそうでない部分の区別が想定され得ない権利ゆえ、憲法による制約が不可能な絶対的基本権と言わざるを得ない」などとされ、漸進的ながら死刑制度に対する裁判所の態度も変化の兆しを見せはじめた。

6) David T. Johnson and Franklin E. Zimring, 『The Next Frontier: National Development, Political Change, and the Death Penalty in Asia』, Oxford University Press, 2009, P. 188-189

郭健「韓国死刑制度的变革及其对中国的启示」, 赵秉志・威廉夏巴斯主编『死刑立法改革专题研究』, 中国法制出版社, 2009. 7, 200页

拙稿「韓国死刑執行停止に関する総合的研究(1・続)」, 『一橋法学』(第14巻第03号) 一橋大学大学院法学研究科, 2015年11月, 1043~1084頁

同「韓国の死刑執行停止に関する研究(2・完)」, 『一橋法学』(第15巻第01号) 一橋大学大学院法学研究科, 2016年11月, 273~308頁

7) 법원행정처 『사법연감』(1980~1997) 「제1심 형사공판사건 재판결과별 누년비교표」

8) 대법원 1963. 2. 28 선고 62도 241 판결

9) 대법원 2006. 3. 24 선고 2006도 354 판결

10) 헌법재판소 전원재판부 1996. 11. 28 95헌마1

11) 헌법재판소 전원재판부 2010. 2. 25 2008헌가23

反面、近年の韓国の刑事政策についての多くの先行研究は、「厳罰化」を指摘する。例えば、淑明女子大学の洪氏¹²⁾は、近時「政治家が民衆の即時的感情を利用し支持率の上昇等を獲得する大衆迎合主義的政治路線」が、際限ない厳罰化をもたらしていると指摘する。また、朝鮮大学の金氏¹³⁾は、性犯罪関連法律における「法定刑の下限の上方修正、また法定刑を無期懲役・死刑に限定する傾向は事実上義務的量刑制度への転換」に等しく、法定刑の加重による長期拘禁・犯罪無能力化は犯罪予防に有効でないと指摘する。さらに、海軍士官学校の高氏¹⁴⁾は、性犯罪者を中心に重い懲役刑ほど厳しい保安処分が重複して課される量刑傾向は、「再犯の危険性を二重三重に評価した比例原則に反する不当」な厳罰であると指摘する。この他にも北海道大学の趙氏¹⁵⁾は、2000年以降韓国の刑法領域における保安処分機能の強化と刑事処罰の重罰化傾向を、「予防刑法の台頭」と表現する。しかし、これらの研究で指摘する厳罰化は、筆者それぞれの理解に基づいており、明確な定義はない。そして、いずれも個別の法律や法改正についての評価にとどまっており、少なくとも近年の裁判所による極めて謙抑的な死刑制度の運用を、「厳罰化」の流れの中で説明することには無理がある。そこで、本稿は死刑執行停止後の韓国の刑事政策の全体像をマクロ的な視点から鳥瞰して、研究の空白を埋めることを目的とする。

そのために、まず、死刑の執行が停止された1998年から、現時点でデータが入手できる2015年までの18年間を対象に、死刑判決の統計的傾向を考察し、死刑制度の全体像を把握する。次に、直近の代表的な死刑判例を分析し、死刑制度に対する裁判所の態度と量刑基準の詳細を確認する。次いで、「厳罰化」を定義したうえで、1998年以降刑事手続に現れる「非厳罰化」現象を様々な切り口から分析するとともに、立法・司法など分野ごとに「厳罰化」を評価し、近年の刑

12) 홍성수 「형벌포폴리즘: 언론 - 정치 - 여론의 삼각연대」 인하대 법학전문대학원 특강, 2012년 11월 7일

13) 김중구 「의무적 양형제도에 관한 고찰」 『刑事政策』 제20권 제2호, 2008, 한국형사정책학회, 123~146면

14) 고명수 「보안처분의 중복 부과에 관한 연구 - 성범죄를 중심으로」 『서울법학』 제21권 제2호 2013년 11월 30일, 서울시립대학교 법학연구소, 39~66면

15) 趙炳宜 「韓国での社会変化に伴う刑事立法の「予防指向性」の動向とその展望: 刑法、刑事訴訟法、秩序違反法での新しい制度の導入と展開を契機に」 『北大法学』 62(6) 290頁

事政策の特徴を実証的に把握する。最後に、同時期の韓国の犯罪実態を概観し、刑事政策の合理性を検証するとともに、死刑の執行停止と刑事政策傾向の関係性について、私見を述べる。

Ⅱ 死刑執行停止後の死刑判決の推移及び量刑基準

1. 死刑執行停止後の死刑判決の推移

死刑の執行が停止して以来、死刑判決は時間の経過とともに着実に減少している。表 2-1-1 の通り、1998 年から 2015 年までの期間中、第 1 審の刑事公判で死刑を言い渡された人員は、多い年で 20 人、少ない年は 0 人で、2002 年以降は一桁台に落ち着いている。時期別に考察すると、金大中政権期の 1998 年から 2002 年までの第 1 審死刑宣告人員は計 73 人（年平均 14.6 人）、盧武鉉政権時代は 25 人（年平均 5 人）、李明博政権時代は 17 人（年平均 3.4 人）、朴槿恵政権時代は 3 人（年平均 1 人）と、全体及び年平均の死刑宣告人員ともに顕著な減少傾向を見せる。さらに、（推定）死刑確定者数に至っては、18 年間の年平均が 2.83 人、直近の 5 年間では 0～2 人と激減し、0 人の年も目立つ控えめな運用がなされている。その結果、1998 年から 2015 年までに新たに加わった死刑確定者は計 50 人で、そのうち赦免・減刑された者が 19 人、獄中で病死・自然死・自殺した者が 10 人、1997 年末時点の死刑確定者数が 36 人¹⁶⁾だったため、2015 年末現在拘留所に収監されている死刑確定囚は 57 人（軍死刑囚を除く）という計算になる。

表 2-1-1 死刑執行停止後の死刑者数推移（単位：人）

年度	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
1 審 ¹⁷⁾	14	20	20	12	7	5	8	6	6	0	3	6	5	1	2	2	1	0
赦減 ¹⁸⁾	2	5	2		4						6							
死亡 ¹⁹⁾									1	2		4		1				2

16) 법무연수원『범죄백서』(2007) 273 頁

17) 법원행정처『사법연감』(1998～2015)「제 1 심 형사공판사건 재판결과별 누년비교표」

18) 「赦減」は赦免・減刑人数を表す。データは、법무부『법무연감』(2015 年) 407 頁による。

収容 ²⁰⁾	39	39	44	53	52	56	59	62	63	58	58	57	59	58	58	58	58	57
推確 ²¹⁾	5	5	7	9	3	4	3	3	2	-3	6	3	2	0	0	0	0	1

第1審で死刑を宣告された人員の、詳細な罪名別内訳を考察すると、全118人のうち、殺人罪による死刑判決が62人(52.5%)と最も多く、強盗殺人が35人(29.7%)と続き、2008年以降は性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律による死刑判決も目立つ(表2-1-2)。さらに、第1審で死刑判決を言い渡された人員のうち、57.6%に相当する68人は上級審で死刑を回避され、最終的に死刑判決が確定したのは50人のみと、死刑を回避する上級裁判所の姿勢が、第1審裁判所以上に顕著であることが読み取れる。

表2-1-2 1998～2015年第1審刑事公判事件罪名別死刑宣告人員²²⁾

区分 年	合計	刑法犯 (単位: 人)			特別法犯 (単位: 人)	
		放火殺人	殺 人	強盗殺人	特定犯罪加重処罰 等に関する法律	性暴力犯罪の処罰 及び被害者保護等 に関する法律
1998	14	0	6	8	0	0
1999	20	0	12	5	3	0

19) 「死亡」は獄中で自然死・病死・自殺したものを指す。データは、김태훈「한국의 사형 제를 말하다」아시아교정포, 2016.2.26 (<http://www.correctionforum.or.kr/data2/view.asp?page=1&key=102&ref1=102>)による。

20) 「収容」は各年末死刑確定囚として拘留所に収容されている人数を表す。データは、법무연수원『범죄백서』(2007年)の273頁及び同(2015年)373頁の「受刑者刑名・刑期別人員」の「死刑」欄による。

21) 「推確」は隣接する2年間の死刑待機囚の人数から、死刑確定囚の人数を算出したものである(「死刑確定者数=当該年末の死刑待機者数-前年の死刑待機者数+赦減・死亡」)。各年の死刑確定者の人数を正確に記す政府の公式統計データが存在しないため、本論文では逆算法で死刑確定者の通算員数を把握している。よって、毎年の実際の死刑確定者数と、推定値には多少の齟齬が想定される。

22) 법원행정처『사법연감』(1998～2015) 제5장 제2 절 제6 항「제1심형사공판사건 죄명별 사형인원수 누년비교표」

なお、2013～2015年の「第1審刑事公判事件罪名別死刑人員数類年比較表」では、殺人による死刑人員が2名となっているが、2013年の『司法年鑑』第5章第3節第5項の「刑事公判事件罪名別裁判人員数表(第1審)」では、殺人と性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律で各1名と、齟齬が見られる。本論文では、より詳細な統計である後者を基準にしている。

2000	20	1	11	8	0	0
2001	12	0	11	0	1	0
2002	7	0	3	3	0	1
2003	5	0	4	1	0	0
2004	8	0	7	0	1	0
2005	6	0	2	3	0	1
2006	6	0	1	5	0	0
2007	0	0	0	0	0	0
2008	3	0	1	0	1	1
2009	6	2	1	1	0	2
2010	5	0	0	0	0	5
2011	1	0	0	1	0	0
2012	2	0	1	0	0	1
2013	2	0	1	0	0	1
2014	1	0	1	0	0	0
2015	0	0	0	0	0	0
合計	118	3	62	35	6	12

次いで、第1審で死刑判決を言い渡される比率がもっとも多かった、殺人罪に焦点を絞って考察する。表2-1-3の通り、期間中の殺人罪による検察の受理人員は、1998年から2002年までは、2000年の1,178人を最低値に比較的安定していたが、2003年から2008年にかけて急激に増加した。その後、2008年の2,723人をピークに再び減少傾向に転じ、近年では2,000人前後を推移している。そして、期間中検察に受理された計33,133人のうち、起訴されたのは14,487人だった。起訴人員は、800人台が9ヶ年と最も多く見られ、2009年のみ900人台を記録したが、直近の4年間を含む8ヶ年は700人台に止まり、受理人員と類似した傾向を示す。また、期間中新たに第1審裁判所に受理された人員も、起訴人員とほぼ同様の推移を見せ、審理の結果総受理人員のわずか0.46%にあたる62人が死刑判決を言い渡された。つまり、他人の生命に危害を加えた殺人罪と雖も、裁判所は極力死刑を回避していると理解することができる。

表 2-1-3 1998～2015 年殺人罪の検察及び第1 審受理・死刑言渡人員²³⁾

区分 年	検察受理人員	起訴人員	第1 審 受理人員	死刑人員
1998	1,261	818	787	6
1999	1,355	881	858	12
2000	1,178	757	736	11
2001	1,320	875	930	11
2002	1,190	823	836	3
2003	1,444	832	823	4
2004	1,565	802	774	7
2005	1,695	811	779	2
2006	2,437	788	716	1
2007	2,409	764	762	0
2008	2,723	792	783	1
2009	2,394	911	898	1
2010	2,085	850	852	0
2011	2,114	803	794	0
2012	2,002	770	752	1
2013	1,988	765	744	1
2014	1,863	720	725	1
2015	2,110	725	736	0
合計	33,133	14,487	13,549	62

続いて、現在拘置所及び国軍教導所に収容されている死刑確定囚の詳細な情報をまとめる。

23) 「検察受理人員」・「起訴人員」は韓国検察庁が運営する「検察年鑑DB システム」(<http://prosec.crimestats.or.kr/main/index.k2?cmd=main>) の掲載データから、「第1 審受理人員」・「死刑人員」は、法院行政処が刊行する『司法年鑑』(1998～2015) 第5 章第3 節第5 項の「刑事公判事件罪名別裁判人員数表 (第1 審)」のデータをもとに筆者が再構成している。

表 2-1-4 死刑確定囚データ

No	氏 名 (通称名)	死刑 確定年	罪 名	犯行動機	死亡 者数
1	원 언식 ²⁴⁾	1993	現住建造物放火致死	宗教に嵌った妻への不満	14+1
2	박한상 ²⁵⁾	1995	尊属殺人・現住建造物放火	多額の遺産相続のため	2
3	성낙주 ²⁶⁾		殺人・死体遺棄	金銭目当て・犯行隠蔽	2
4	성태수 ²⁷⁾		誘拐・監禁・殺人・死体遺棄 (前科あり)	人身売買	1
5	전석재 ²⁸⁾		誘拐・監禁・強姦殺人・死体 遺棄(未成年者強制わいせつ 前科あり)	金銭目当て・性的欲求	1
6	전용재 ²⁹⁾		未成年者略取・誘引、殺人、 死体遺棄	身代金	1
7	강영성 ³⁰⁾	1996	殺人(暴行の前科多数)	暴力団員報復	2
8	이우철 ³¹⁾		殺人・死体遺棄	暴力団員報復	2
9	정병근				
10	정병욱				
11	임명기 ³²⁾		殺人	報復(誤認)・犯行隠蔽	3
12	김용식 ³³⁾		殺人・殺人未遂	怨恨	3

24) 『신동아』 2007년 3월호 (<http://shindonga.donga.com/3/all/13/106219/1>)。本件の直接死亡者数は14人だったが、1人は宗教的信条(エホバの証人)に基づき、治療過程で輸血を拒否したため死亡した。

25) dongA.com 뉴스 2009년 9월 25일 수정기사 (<http://news.donga.com/more4/3/all/20080526/8582272/1>)

26) 양원보『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』휴먼 & 북스 2014. 7. 14 229~239頁参照

27) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』198~205頁参照

28) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』211~213頁参照

29) 중앙일보 1994년 11월 4일 종합 23면 (<http://news.joins.com/article/2964027>)

30) 연합뉴스 1996년 9월 19일 (<http://realestate.daum.net/news/detail/all/MD19960919092500440.daum?rMode=list&allComment=T>) 중앙일보 1996년 1월 23일 (http://jjlife.joins.com/news/section/section_view.asp?mcode=&total_id=3208473)

31) 대법원 1996. 6. 11 선고 96도 857 판결 ([http://www.law.go.kr/ 판례/\(96도857\)](http://www.law.go.kr/ 판례/(96도857)))

32) 경향신문 1995. 10. 30 22면

33) 국군사상자 유가족연대 (<http://www.kmid.org/technote6/board.php?board=freeboard&command=body&no=9102>)

13	박광34)	1997	強盜殺人・身代金目的の誘拐(未遂)	怨恨・金銭目当て	3
14	이승수35)		強盜殺人・殺人未遂・住居侵入	金銭目当て	4
15	임동수36)		住居侵入・殺人	金銭目当て	3
16	최정수37)		誘拐・強盜殺人・死体遺棄	金銭目当て(暴力団員)	1
17	홍대복38)	1998	強盜殺人・殺人(前科8犯)	怨恨	2
18	이원수39)		誘拐・監禁・未成年者強制猥褻・殺人	性的欲求	2
19	정근호		殺人		2
20	고종원40)	1999	誘拐・強盜殺人	金銭目当て	2
21	이재복41)		殺人・死体損壊	怨恨	2
22	강종갑	2000	殺人	怨恨	2
23	노경락42)		強姦・尊属殺人	怨恨・性的欲求	2
24	박경수43)		強盜殺人・強姦	金銭目当て・性的欲求	2
25	박진봉		誘拐殺人・死体遺棄	身代金	1
26	이규상		殺人	賭博資金入手のため	1
27	이순철44)		殺人・死体損壊(1989年殺人罪で懲役12年を宣告され、10年で仮釈放)	暴力団員怨恨	1
28	정형구45)		殺人	大型車で小型車を追い越された復讐	2

34) 경향신문 1996.8.14 제23면, 경향신문 1996.8.16 제23면

35) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』293~302頁参照

36) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』307~316頁参照

37) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』246~250頁参照

38) 한겨레 1996.8.8 제10면, 매일경제 1996.7.29 제35면

39) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』209~217頁参照

40) 경향신문 1998.1.16 제19면

41) 한겨레 1997.9.1 제27면, 동아일보 1997.9.1 제39면

42) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』162~172頁参照

43) KBS 뉴스 2000.7.16 (<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=97976>)44) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』246~253頁参照
KBS 뉴스 2000.10.19 (<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=124587>)

29	황호진46)		窃盜・強姦致死・強姦未遂致死・強姦殺人・現住建造物放火(窃盜罪による前科あり)	性的欲求	3
30	강영민47)		殺人・死体遺棄	保険金目当て	2
31	김해선48)		強姦殺人・殺人(特殊窃盜・強姦未遂・強姦の前科あり)	性的欲求(反社会性パーソナリティ障害)	3
32	백기문		強盜殺人・殺人未遂・強盜・強制猥褻致傷	金銭目当て・性的満足	3
33	왕 리 웨이49)	2001	殺人・殺人未遂・強盜(不法滞在中の中国人)	金銭目当て	2
34	이명호		殺人・死体遺棄	金銭目当て	2
35	정두영50)		強盜殺人・強盜致傷(殺人・強盜・窃盜の前科6犯)	金銭目当て	9
36	천병선51)		強盜殺人・殺人未遂	怨恨	4
37	고홍수52)		殺人	怨恨・金銭目当て	4
38	김중근53)		誘拐・強姦殺人・殺人・死体遺棄	性的欲求・犯行隠蔽	3
39	조용훈54)	2002	強盜殺人・住居侵入・死体損壊(1992年特殊強盜罪で懲役5年、出所2年後の1999年窃盜罪で懲役2年、2001年7月29日出所)	反社会性パーソナリティ障害(老人に対する嫌悪)	3

- 45) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』332~338頁参照
 46) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』86~100頁参照
 47) 중앙일보 2001. 5. 15 (<http://news.joins.com/article/4076953>)
 48) 위키백과 (<https://ko.wikipedia.org/wiki/김해선>)
 49) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』321~331頁参照
 50) SBS 뉴스 2016. 9. 28 (http://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news_id=N1003807797&plink=ORI&cooper=NAVER)
 51) 한겨레 (<http://legacy.www.hani.co.kr/section-005000000/2001/p005000000200103162251005.html>)
 52) YTN 뉴스 2001. 3. 6 (http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200103061511142494)
 KBS 뉴스 2001. 3. 6 (<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=167759>)
 53) 카톨릭 뉴스 2002. 11. 5 (<http://popekorea.catholic.or.kr/en/message.asp?seqid=150652&menunum=7&act=r>)
 54) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』259~264頁参照

40	김중호55)	2003	尊属殺人(強制猥褻罪により、懲役2年執行猶予3年;2001年11月30日出所、出所から10日の犯行)	怨恨	4
41	도경일56)		強盜殺人・誘拐殺人未遂	金銭目当て	3
42	박종규57)		誘拐・殺人・死体遺棄	債務踏み倒し	2
43	정운하58)		詐欺・殺人・現住建造物放火	詐欺犯行隠蔽	4
44	허재필59)	2004	誘拐殺人(1人)・強盜殺人(3人)・強姦殺人(2人)・死体遺棄(共犯者1名は逮捕時に自殺)	金銭目当て・性的欲求	6
45	김근우60)		尊属殺人・尊属殺人未遂	カード債務の返済依頼を拒否した家族に対する怨恨	2
46	라경옥61)		殺人(被教唆者)	宗教的怨恨	6
47	유영철62)	2005	殺人・現住建造物放火・死体損壊(特殊窃盜・未成年者強姦)	富裕層に対する報復(反社会性パーソナリティ障害)	20
48	이종헌63)		強盜強姦殺人・死体遺棄	金銭目当て・性的欲求・犯行隠蔽	2
49	전용술64)		殺人・殺人未遂(1974年殺人罪で無期懲役、1993年仮釈放、2004年犯行に及ぶ)	金銭目当て	1

55) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』132~141頁参照

56) 한국경제 2003.5.19 (<http://www.hankyung.com/news/app/newsview.php?aid=2003051917918>)

57) 한국경제 2003.2.7 (<http://www.hankyung.com/news/app/newsview.php?aid=2003020769998>)

58) 신동아 2002년 2월호 (http://www.donga.com/docs/magazine/new_donga/200206/nd2002060320.html)

59) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』67~81頁参照

60) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』118~127頁参照

61) YTN 뉴스 2004.9.9 (http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200409080816004055)

62) YTN 뉴스 2005.6.9 (http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200506091612598826)

63) YTN 뉴스 2005.8.25 (http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200508251607017951)

법률신문 뉴스 2005.8.26 (<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?serial=16805>)

50	김용원 ⁶⁵⁾	2006	殺人・強姦殺人(強姦・暴行・特殊窃盗等で前科9犯)	怨恨・性的欲求	3
51	장기수 ⁶⁶⁾		尊属殺人・現住建造物放火	保険金目当て	4
52	김동민 ⁶⁷⁾		殺人・殺人未遂	上官に対する怨恨	8
53	조경민 ⁶⁸⁾	2007	強盗殺人・死体遺棄・強盗未遂・傷害・強制猥褻致死(傷害罪、道交法違反、強盗傷害、強盗、強盗致傷などの前科あり)	金銭目当て	3
54	강호순 ⁶⁹⁾		現住建造物放火致死・尊属殺人・保険金詐欺・誘拐・強姦殺人	保険金目当て・性的欲求	10
55	정상진 ⁷⁰⁾	2009	現住建造物放火致死(1名)・殺人(5名)・殺人未遂(4名)・傷害(郷土予備軍設置法違反で罰金刑、罰金未納により指名手配中)	無差別殺人	6
56	정성현 ⁷¹⁾		誘拐・未成年者強制猥褻・殺人・死体遺棄・傷害致死(2004年の犯行)	歪曲した女性観	3

- 64) YTN 뉴스 2005. 9. 28 (http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200509282001012345)
경향신문 2013. 1. 27 (http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201301272205085&code=940301)
- 65) 일요신문 2005. 6. 26 (https://ilyo.co.kr/?ac=print&entry_id=11056)
YTN 뉴스 2006. 3. 24 (http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200603241614543602)
- 66) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』146~156頁参照
- 67) 前掲 국군사상자 유가족연대. なお、遺族らが事件当時の金氏の動線などに疑問を持ち、真犯人ではない可能性を挙げて調査を進めている(시사저널 2016.10.6 <http://media.daum.net/m/channel/view/media/20161006070210326>).
- 68) 전주지방법원 2006 고합 137 강도살인 등
매일일보 2007. 6. 16 (<http://www.m-i.kr/news/articleView.html?idxno=4126>)
- 69) SBS 뉴스 2009. 2. 22 (http://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news_id=N1000548686)
한겨레 2009. 8. 4 (http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/369511.html)
- 70) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』277~288頁参照
- 71) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』181~193頁参照

57	이항열 ⁷²⁾	2010	強姦殺人・殺人・未成年者強姦 (1987年、未成年者強姦で服役; 19991年、未成年者強姦で15年服役; 2005年假釈放、2009年犯行に及ぶ)	性的欲求・怨恨	3
58	오종근 ⁷³⁾		強制わいせつ未遂・未成年者強制わいせつ未遂・殺人	性的欲求	4
59	김민찬 ⁷⁴⁾	2013	殺人、殺人未遂	怨恨	4
60	장모씨	2015	殺人・強姦	怨恨	2

- 脚注のない死刑確定囚の資料は、「정락인 기자의 사건추적 - 구치소 담장 밖 넘보는 사형수들」(<http://jri-incident24.tistory.com/10>)を参照、ただし2015年末時点で死亡している者は省略している。具体的な死亡者の氏名・時期は、이슈타임 2015.9.2 (<http://www.iss.time.co.kr/view/?nid=201509021133154159536>) 及び 일요주간 2016.2.12 (<http://www.ilyoweb.co.kr/news/articleView.html?idxno=13277>) による。2006年1名、2007年2名、2009年4名、2011年1名、2015年2名のうち、氏名が公開されている者は、장세명 (2006.8、肺癌)、심인상 (2009.11、死亡)、정남규 (2009.11、自殺)、김종빈 (2009.12、自殺)、이수일 (2011、自然死)、오수현 (2015.3、持病)、이동진 (2015.10、自殺) である。
- 김정균・조경환による「安養冠陽洞存續殺害事件」の死刑判決も確定しているとの記事 (https://ko.wikipedia.org/wiki/안양_관양동_존속_살해_사건) が一部見られるが、正確な文献資料では確認できなかったため、リストから外している。仮にかかる記事が正確な場合、上記57人の死刑確定囚に二人の死亡者が含まれている可能性が高いが、拘留所で死亡した死刑囚の氏名が一部非公開となっているため、照合できない。
- グレーの欄は、国軍教導所に収監中の軍死刑確定囚を指す。なお、本表は2015年現在の統計データを基準にしているため、計3人となっているが、2016年2月に銃の乱射事件で5人の死亡者と7人の負傷者を出した任兵長の死刑判決が確定したため、現時点では軍死刑確定囚は4人に増えている (KBS 뉴스 2016.2.19 <http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=3235199>)。

以上のように、現在収容されている死刑確定囚は、いずれも他人の生命を侵害した罪で死刑判決を言い渡されている。これは、政権が特別宣言で「犯罪との戦争」⁷⁵⁾を宣言し、社会的雰囲気をもとめて「家庭破壊犯」などに死刑を言い渡してきた1980～90年代とは対照的である⁷⁶⁾。実際、人命被害を伴わない第1審死

72) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』15～33頁参照

73) 前掲『한국의 연쇄살인범 X 파일 - 살인범과 사형수, 그 불편한 진실』48～61頁参照

74) 前掲 国군사상자 유가족연대

75) 국가기록원 기록으로 만나는 대한민국 「범죄와의 전쟁 - 국민안전」(<http://theme.archives.go.kr/next/koreaOfRecord/publicSave.do>)

刑宣告人員は、第5共和国期が14.4%、第6共和国期が4.7%、文民政府期が0.9%を占めていた⁷⁷⁾。表2-1-4のデータを被害者の人数別に分類すると、被害者が1人の事件が8件(13.8%)、被害者が2名の事件が20件(34.5%)、被害者が3名の事件が14件(24.1%)、被害者が4人の事件が8件(13.8%)、被害者が6人以上の事件が8件(13.8%)である。つまり、被害者2人乃至3人の事件が全体の6割を占めており、被害者が4人以上の連続大量殺人事件も3割近く占めている。とりわけ、第1審の死刑判決が一桁台になった2002年以降は、事件番号49番のように、無期懲役の仮釈放期間中の犯行といった特殊な事情がない限り、被害者1人の事件で死刑判決が出されることはなくなった。実際、2002年以降の死刑判決の平均被害者数は4.6人、全死刑確定囚による被害者数の平均でも3.5人と、死刑判決に対する裁判所の慎重な態度が明確に現れている。

これまでの統計的考察を踏まえ、次項では直近の死刑判例を通して、近年の裁判所の量刑基準、とりわけ裁判所が死刑の選択と回避に当たって重要視する量刑要素に焦点を絞って考察する。

2. 近年の死刑判決の量刑基準

(1) 固城軍部隊銃器乱射事件⁷⁸⁾

【事件の概要】

軍人である被告人が、所属する部隊の幹部や同僚兵士らの態度を、日頃除け者扱い乃至いじめであると感じている最中、巡回日誌で自身の外観を漫画にし、擲

76) 例えば、1991年に釜山地域で計90数回強盗強姦を繰り返した이상수・전장호(両名とも1997年12月30日執行)、獄中で「強盗の際、強姦を並行すれば通報されない」という先輩からの「助言」のもと、小学生から50代の主婦まで、計16回にわたって強盗強姦を繰り返した박현룡(1994年10月6日執行)(중앙일보1991年3月8日)、金品を奪ったうえに義理の父・夫・その弟の前で妻を輪姦した배진순(20歳)と김모(19歳)(MBC 뉴스1991年8月28日)、母の前で23歳の娘を輪姦し、1,530万ウォンを奪うなど、計18件の強盗強姦を犯した황인규・최윤성・최성훈(1985年11月1日執行)等がその代表例で、これらの犯行には犯行当時10代であっても死刑判決が言い渡されることがあった(중앙일보1985年11月1日)。

77) 이덕인「사형제도의 실증적 분석과 비판적 검토-1980~1997년 일반 형사사건을 중심으로-」『형사정책연구』제26권제2호(통권제102호), 2015년 여름, 68-69쪽.

78) 대법원 2016.2.19. 선고 2015도12980 전원합의체 판결

揄する表現を含んだ絵と落書きを見つけて衝撃を受け、哨戒所のメンバーを皆殺しにするつもりで手榴弾を爆破させ、自動小銃を発射し、上官及び同僚兵士を5人殺害、7名に重傷を負わせて逃走した。上官殺害・上官殺害未遂・殺人・殺人未遂・軍用物窃盗・軍用物損壊・軍務離脱の容疑で起訴され、死刑を宣告した第1審を維持した原審に対する大法院の判断は次のとおりである。

【判決要旨】

犯行動機と経緯・犯行計画の内容と対象・犯行準備の程度と手段・犯行の残酷性・被告人が見せた極端な人命軽視の態度・被害者との関係・被害者の数と被害結果の重大性・……被害者と遺族及び家族が被った苦痛と悲しみ・……誠実に兵役の義務を履行していた将兵と家族並びに一般国民の不安と受けた衝撃などを総合的に判断すると、たとえ被告人に一部斟酌される情状があり、例外的かつ慎重に死刑を宣告せねばならないという前提に立つとしても、犯行に見合う責任の程度、犯罪と刑罰の均衡、類似犯罪の発生を予防して潜在的被害者を保護すべき社会防衛の必要性など、諸般の見地から法定最高刑の宣告が不可避である……。

・被告人に有利な情状

- ①犯行当時21歳7ヶ月の軍人で、健全な家庭で育ち、非行歴・前科等はない。
- ②内省的な性格と発音が不正確だったことから、学校でいじめられ、高校3年で中退して検定考試⁷⁹⁾を受けて大学に進学した。
- ③一部の後輩兵士から先輩として扱われず、幹部及び同僚らが被告人の嫌がるあだ名で呼び、犯行当日も寝坊で掃除できなかったとして上官に叱責された。
- ④所属する部隊の幹部や同僚兵士らの態度を、日頃除け者扱い乃至いじめであると感じている最中、巡回日誌で自身の外観を漫画にし、揄する表現が含まれる絵と落書きを見つけて衝撃を受け、学生時代のいじめや入隊後の無視などを思い出し、哨戒所のメンバーを皆殺しにする決心を固めた。
- ⑤犯行当時、被告人は特定不能の人格障害を患い、軍生活のストレスがあいまっ

79) 日本の「高等学校卒業程度認定試験」に該当する。

て犯行の決意に至った。

- ⑥入隊後うつ症状で A 級関心事兵⁸⁰⁾に分類されたが、人格テストの結果などを総合的に判断して B 級関心事兵に調整され、戦線の GOP に勤務することになった。
- ⑦捜査の段階から自白し、反省の言葉を口にしている。

・被告人に非難可能性が高く、厳罰が避けられない情状

- ①平均水準の知的レベルを有し、犯行当時既に 1 年 6 ヶ月の兵役を務め、退役まで 3 ヶ月を残す兵長だった。
- ②精神鑑定の結果、特定不能な人格障害はあるものの、心神喪失もしくは心神耗弱状態ではなく、とりわけ犯行当時事物を弁別する能力と意思を決定する能力は正常な範疇内だった。
- ③被告人に犯行を決意させた絵と落書きの表現が、極端な憤りを招くほど被告人を賤しめているとは認められず、被告人以外の多数の哨戒員についても類似した内容の絵が見られ、被告人は犯行前も同様の絵の一部を目にしたことがある。また、当該絵の半数以上は、日頃から被告人に不当な処遇を受けた上兵が、不満を抱いて被告人を無視して描いたものである。
- ④被告人が殺害対象として選んだ中には、日頃自身を苦しめてきた隊員だけでなく、自らを慕っていた後輩兵士も含まれ、哨戒員全員を無差別に殺害する意図で犯行に及んだ。また、犯行過程で自らを虐めた兵士の殺害は試みず、むしろ被告人を慕い、同僚兵士の救援に駆けつけた後輩兵士を自動小銃で殺害した。
- ⑤被告人は犯行当日 16:00 頃落書きと絵を目撃し、犯行の目的を達成するために周囲が暗くなる 20:00 頃まで待ち、5 人を殺害し、7 人を負傷させた。犯行は実戦のごとく、隊員を効果的に制圧し、多く殺害できる順序・方法で計画さ

80) 韓国の国防部が、軍生活の適応に助力を必要とする、または精神障害を抱える兵士に対する管理制度で、3 段階に分けられる。A 級は特別関心対象、B 級は重点管理対象、C 級は基本管理対象だったが、かかる分類自体が人権侵害の恐れがある、軍内部の集団いじめの原因になるなど、様々な問題点が指摘されたため、2015 年 2 月 16 日に国防部は「將兵兵営生活助力制度」と名称を変え、従来の対象者を助力グループと配慮グループに分類して管理している。

れ、知能的かつ冷酷に遂行された。

- ⑥隊員らは被告人の手榴弾を発見して避難したが、もし計画通りに犯行が遂行されれば、もっと多くの死亡者を招来したと推察される。
- ⑦死亡した被害者の年齢が19～23歳と若く、負傷者も20代前半で、死亡者の中には日頃被告人を慕っていた後輩も含まれており、被告人を賤しめた絵や落書きとは無関係な人が多数である。
- ⑧逃走過程で6回ほど捜索隊を嘘でかわして逮捕を免れ、捜索隊と対峙した際、両親と通話したいとして携帯電話を受け取って関連記事を検索し、自らの宣告刑が最低無期懲役であると判断すると、投降の勧誘を振り切って自殺を図った。また、反省する反面、自身は国防部と軍組織の不合理的な制度の犠牲者であり、隊員のいじめが事件の根本原因であるとして責任を転嫁する態度を見せた。
- ⑨遺族が反省・謝罪のない被告人に厳罰を望み、被告人にも被害者及び遺族に対する被害の回復や謝罪のための真摯な努力が見られない。

つまり、大法院は死亡者数と死亡者の身分・年齢等、犯行結果の重大性と、緻密な計画性、反省の念が薄いといった量刑要素を重視し、生命を剥奪して社会から永遠に隔離すべき特別な事情があるとの判断に至ったものと考えられる。

(2) 別れた恋人の両親殺害事件⁸¹⁾

【事件の概要】

青テープ・凶器・鈍器と血液凝固用の小麦粉などを準備し、別れた恋人の家に配管修理工を装って侵入して、恋人の両親を凶器と鈍器で殺害した。また、帰宅した恋人を監禁して強姦し、恋人は脱走を試みて4階から飛び降りた結果、骨盤損傷等重傷を負った。第1審及び控訴審が死刑を言い渡した事件に対する大法院の判断である。

【判決の要旨】

81) 대법원 2015. 8. 27. 선고 2015 도 5785, 2015 전도 105 판결

犯行の動機と経緯、犯行計画の内容と対象、犯行準備の程度と手段、犯行の残酷性、被害者らとの関係、被害者2名が殺害され、1名は極度の身体的・精神的苦痛と後遺症を患ったこと、被告人の犯行が社会に及ぼした衝撃、その他量刑要素となる諸般の情状を斟酌すると、死刑宣告の量刑基準をいかに厳格に適用しようとも、被告人の犯行に見合う責任の程度、犯罪と刑罰の均衡、犯罪に対する応報、一般予防及び社会保護の諸般の見地から、本件は被告人に対する極刑の宣告が正当化される特別な事情があると認めざるを得ない。

・被告人に有利な事情

- ①健全な家庭で幼児期と青少年期を過ごし、非行歴はない。兵役期間中、後輩兵士に対する暴行で軍事法院に懲役1年、執行猶予2年の刑を宣告された以外は、特段の犯罪歴はない。
- ②被告人は平凡な大学生活を送ってきた。
- ③犯行を認め、反省の意を表しており、被告人の両親が善処を嘆願している。

・極刑もやむを得ない事情

- ①被告人は、二度にわたる恋人(A)への暴行が原因で別れられ、同両親(母B;父C)からも叱責された。また、上記暴行の事実が大学に知られ、被告人はサークルの会長をやめさせられたが、自らの非を反省するどころか、プライドと社会的評価を傷つけられた責任が被害者らにあると恨み、犯行を決意した。
- ②被告人は、2~3日にかけて犯行計画を構想し、犯行道具(配管工に偽装するためのモンキースパナー・ナイフ・怪我に備えた包帯と消毒薬・血液凝固用の小麦粉・着替えなど)を事前に購入、ノートに犯行シナリオを書くなど、犯行準備が周到綿密で実行の決意は固かった。
- ③被告人は配管工を装って被害者宅を一度下見し、その後Cを化粧室に呼び寄せてナイフと金槌で複数回攻撃して殺害した。これを目撃してBが逃げると追いかけ、金槌で複数回殴り包丁で頭部と胸部を刺しており、殺害方法がとても残忍である。
- ④その後、被告人は被害者宅で恋人を待ち、Cの携帯で恋人にメッセージを送っ

て帰りを催促した。また、帰宅したAに両親が生きているかのように信じこませ、両親を人質に長時間の謝罪を求めた。

- ⑤数時間後AがBの死を知り、Cだけでも救う目的で、被告人との性関係と引き換えに110番通報を哀願すると、抵抗不能な状態でAを強姦した。
- ⑥Cの死を知ったAが自殺を試みると、被告人はAを監禁し、脱走過程で4階から飛び降りたAは、全治112日の重傷を負った。
- ⑦心理鑑定で、被告人は自己の欲求の充足に関わる行動の統制が難しく、Aと会話が許されなければ、一部の責任を被害者らに転化するなど、真に反省しているか疑わしい。さらに、自身の犯行に対する自覚・認識・罪の意識など、被告人の心理的特徴に鑑みれば再犯の危険性が高く、犯行途中恋人にも追加犯行の意を表し、実際犯行終了後に包丁を購入したことからさらなる犯行の計画があったものと見られる。
- ⑧B・Cは理由もなく無残に殺され、Aも原審弁論終結時まで身体的・精神的後遺症が続いている。
- ⑨Aが報復犯罪を恐れて、被告人を永遠に社会から隔離できる厳罰を求めている。
- ⑩被告人側の被害回復の努力が見られない。

この件で大法院は、犯行の計画性と被告人の一連の行動・性格からその矯正教化の可能性を見出せず、死刑の宣告に踏み切ったものと考えられる。反面、第1審で死刑を宣告され、上訴審で無期懲役となった事例では、裁判所が重視する被告人に有利な事情が浮き彫りになる。

(3) 蔚山姉妹殺人事件⁸²⁾

【事件の概要】

別れを告げた恋人に激情し、恋人の家を訪れて妹(A)を凶器で刺して殺害し、悲鳴を聞いて119〈番〉通報⁸³⁾をしている恋人(B)を、引き返して12回凶器で

82) 대법원 2013. 7. 25. 선고 2013 도 6219 판결, 부산고등법원 2013. 5. 15. 선고 2013 노 94 판결

刺して殺した事件である。第1審は死刑を言い渡したが、控訴審が原審を破棄して無期懲役を言い渡し、最高裁が検察側の上告を棄却した（上告を棄却した理由：刑事訴訟法第383条第4号の解釈によると、被告人に死刑・無期または10年以上の懲役・禁固が宣告された場合、検察側は原審の量刑が軽いことを上告理由にし、もしくは被告人の利益に反して量刑の前提となる事実の認定につき、原審の証拠採用に違法があるとの事由で上告することは許されない⁸⁴⁾）ことで、無期懲役が確定した。

【判決の要旨】

被告人の年齢・性向・経歴・犯行の動機・手段と結果・犯行後の情状など、本事件の弁論に現れたあらゆる量刑事情、並びに死刑の刑罰としての特殊性、その他類似事件における一般的な量刑との均衡などに鑑みると、被告人を社会から永久に隔離し自由を剥奪する無期懲役に処することが相当と思われる。また、我が国の共同体の維持・存立のために必ずしも被告人の存在自体を否定すべきであると断定するには及ばず、原審が被告人に宣告した刑は、刑の量定が重く不当と言わざるを得ない。

・被告人に不利な事情

- ①犯行前に犯行道具に関する情報をインターネットで検索した。
- ②犯行前日、会社を休み、違法なあんま施術（性売買）を受け、夜の10時頃包丁1丁を購入した。
- ③被告人が犯行時間帯として、人の出入りが少ない明け方を選んで、住居に侵入した。
- ④侵入前に両親の車両が駐車されていないこと、電気がついていることを確認している。

83) 韓国の緊急・消防通報用に割り当てられた電話番号である。なお、犯罪通報の場合は、112番が当てられている。

84) 대법원 2005. 9. 15. 선고 2005 도 1952 판결, 대법원 2011. 4. 28. 선고 2010 도 17829, 2010 전도 177 판결, 대법원 2013. 1. 16. 선고 2012 도 13347 판결など参照

- ⑤被告人は、在宅しているのは被害者らのみと判断して侵入の上、寝ているAの首を二回刺して殺害した。
- ⑥被告人は一旦逃走するが、その過程でひどく負傷したにもかかわらず、引き返して119〈番〉通報中のBの腹部・頸部・胸部など計12回刺して殺害した。
- ⑦犯罪者危険性評価尺度と精神病質者選別道具による評価は、被告人の再犯の危険性は「中間」水準とする。
- ⑧自らの過ちを一部縮小し、犯行動機の計画性などについて、弁解している。
- ⑨別れを告げたというだけの理由で、20代の被害者を2人も殺し、とりわけ119〈番〉通報システムに録音されたBの殺害過程が再生され、遺族と国民に多大な衝撃を与えた。
- ⑩遺族ら25,000人が、極刑を嘆願している。

・被告人に有利な事情

- ①被告人が5歳のとき両親が離婚し、兄妹ともに叔母や、母方の祖父母に預けられ、小学校6年から母親と暮らすようになったが、家計は苦しく、引越しも多かった。
- ②不遇な生育歴にもかかわらず、非行歴・前科がない。
- ③兵役を全うし、除隊後被害者の両親が経営するビヤホールで働き、その後特殊溶接機能資格証を取得、犯行当時まで会社に勤務した。
- ④幼少時から犯行当時まで交友関係は円満で、家族との繋がりも深い。
- ⑤犯行が周到綿密に計画されたというより、被害者Bに執着するあまり、別れの通告を受け入れられず、劣等感による憤りと敵対心に負けて、極度の興奮状態で犯行に及んだものと認められる。
- ⑥捜査から裁判の全過程で自白し、反省している。
- ⑦被告人の生育過程・性格・経歴等から、被告人に教化・改善の可能性が全くないと断定するのは難しい。

この判例は、ケース(2)の判例同様、死亡した被害者数は2人だが、第1審の死刑判決は破棄され、無期懲役が言い渡された。その過程で裁判所が重視したのは、

被告人の主観的量刑事情、生育環境や性格・改善教化の可能性などで、これらの事情が死刑の宣告が正当化されない要素として働いた結果と考えられる。以上のように、近年の韓国の裁判所、とりわけ上級審では、死刑の宣告に当たって極めて慎重な判断をしている。ケース(3)の場合、かかる判決結果に対し、世論による裁判所批判が沸騰し、国会では前記刑法第 383 条第 4 号の法改正が検討されるほどだった⁸⁵⁾が、その後も裁判所の死刑回避傾向には特段の変化がないように見受けられる。

Ⅲ 「非厳罰化」と「厳罰化」

1. 用語の定義

本稿では、厳罰について次のように定義する。すなわち、一義的には行為者の過去の犯罪に対する応報としての刑罰⁸⁶⁾内容が従来に比べ重いことを指す。刑罰の量定は、立法作用として類型化された実質的不法の評価の枠組みとして供される法定刑⁸⁷⁾と、司法作用として個別具体的な量刑因子に基づく量刑判断の二段階⁸⁸⁾を経て完成する。よって、厳罰化が進むということは、法定刑と量刑のいずれか、または両方が上昇し、罪刑の均衡が崩れることを指す。二次的には、将来の危険性に対する予防措置として、刑罰に代替又は併科される保安処分⁸⁹⁾が重くなることを指す。保安処分は、自由の剥奪を内容とする強制処分であり、当事者に対する不利益は刑罰に匹敵するが、その処分の基礎は将来の危険性に対する予測であるため、罪刑均衡の原理は働かず、不当に厳しい処分や無制限の保安処分の併科、さらには保安処分を量刑要素から除外することでもたらされる厳罰化などが考えられる。さらに、捜査及び刑の確定・執行手続並びに保安処分手

85) 법률신문 뉴스 2013. 5. 28 (<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?serial=75326>)

86) 大谷実 『刑法講義総論』新版第 4 版 成文堂 2013 42-49 頁

87) 정승환 「현행 형법에서 법정형의 정비방안」 『형사법연구』 제 23 권 제 4 호 (통권 제 49 호) 2011 겨울, 한국형사법학회, 3 면

88) 김일수 『바람직한 양형조사 제도 - 기관갈등의 분석과 출구』, 세창출판사, 2010, 102 면이하

89) 前掲 大谷実 『刑法講義総論』 563-569 頁

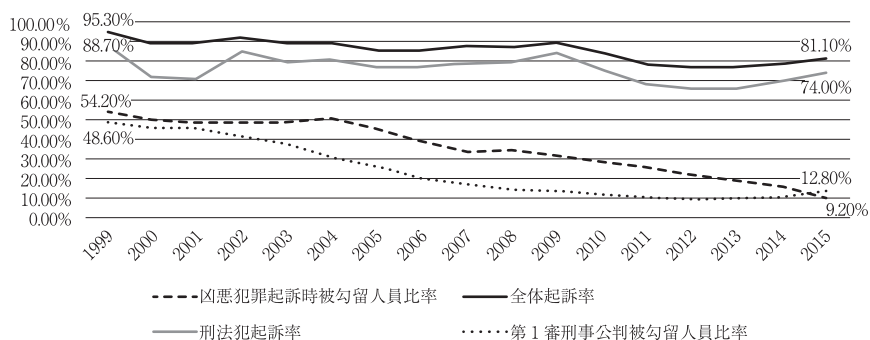
続の厳格化もまた、厳罰化の一形態といえる。

2. 刑事手続きに見られる「非厳罰化」

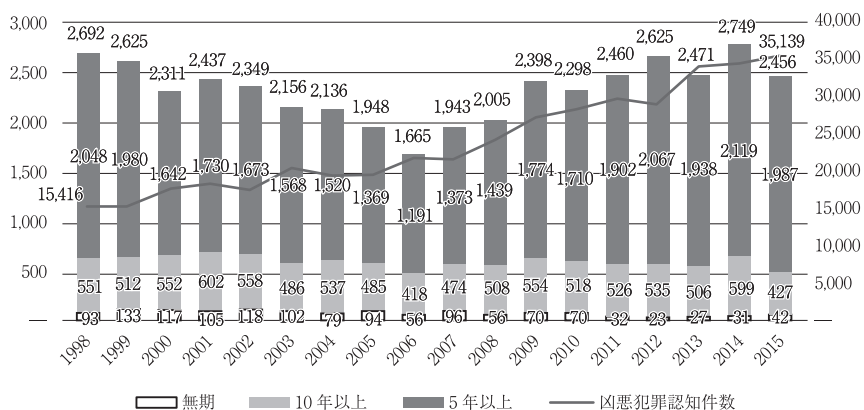
死刑の執行停止後の韓国で、死刑制度の運用が「非厳罰化」の典型であることは、前項で述べたとおりである。本項では、刑事手続の各段階についての公式統計をもとに、死刑以外の刑事政策の運用実態を探る。

まず、図3-2-1は凶悪犯罪⁹⁰⁾を犯した者が公訴を提起される際、勾留される人員の割合⁹¹⁾、全犯罪及び刑法犯の起訴率⁹²⁾、並びに第1審刑事公判時の勾留

3-2-1 起訴率及び勾留率



3-2-2 第1審裁判所の量刑推移



率⁹³⁾を表す。凶悪犯罪起訴時被勾留人員比率は、1999年の48.6%から2015年には12.8%と、約1/4に減少した。そして、全犯罪の起訴率は1999年の95.3%から、もっとも低い2012年には76.9%にまで低下し、直近の2015年では81.1%となっている。また、刑法犯の起訴率も概ね同様の増減傾向を見せ、1999年の88.7%から2012年と2013年は65%代まで落ち、直近では74%となっている。さらに特筆すべきは、第1審刑事公判被勾留人員比率で、1999年は54.2%だったが、直近では9.2%まで急降下し、一連の刑事手続手続きにおける法執行者の寛容な態度が読み取れる。

次に、死刑執行停止後の第1審判決における量刑の推移を考察する。図3-2-294)によると、同期間中公判手続きを経て、無期懲役を言い渡された人員は、1999年の133人がもっとも多く、2004年以降は100人を下回り、近時では2015年の42人を除けば20~30人と、ピーク時の1/5に減少している。また、10年以上の有期刑は、18年間平均して500人前後で、5年以上の有期刑は概ね1000人代に止まっている。そして、両者を合わせたいわゆる長期自由刑の全体的な傾向としては、2006年を境に従来の減少傾向が一旦増加に転じ、新たな量刑基準⁹⁵⁾が導入された2009年以降は多少の増加が見られるものの、安定的に1998年の水準を下回るか、ほぼ同水準を維持していることが挙げられる。とりわけ、2010年3月に刑法上の有期懲役の上限が30年に、加重時は50年に引き上げられ、さらに1998年以降2倍以上増加した凶悪犯罪の認知件数を鑑みると、裁判所の量刑は全体的に緩和傾向を呈していると、評価することができる。

さらに、刑の執行段階でも緩和傾向は、受刑者の減少という形で現れている。1998年から2014年までの矯正施設の1日平均収容人員は、それぞれ次のとおりである(単位:人/括弧内は年度)⁹⁶⁾。67,883 (98)、68,087 (99)、62,959 (00)、62,235 (01)、61,084 (02)、58,945 (03)、57,184 (04)、52,403 (05)、46,721 (06)、46,313 (07)、46,684 (08)、49,467 (09)、47,471 (10)、45,845 (11)、

90) 凶悪犯罪は、殺人・強盗・放火・性暴力犯罪の罪を含む。

91) 검찰청 『범죄분석』(1999~2016) 「범죄자 처분결과」

92) 검찰청 『범죄분석』(1999~2016) 「범죄의 발생 검거상황」

93) 법원행정처 『사법연감』(1998~2015) 「제1심 형사공판사건 구속인원수 누년비교표」

94) 법원행정처 『사법연감』(1998~2015) 「형사공판사건 과형별(자유형) 누년비교표」

45,488 (12)、47,924 (13)、50,128 (14)。つまり、1998年から2002年頃までは6万人を超えていた刑務施設の収容者が、2000年代前半で5万人、後半に入ると4万人台にまで減少し、直近の2年間は多少増えているものの、依然死刑の執行が停止される前をはるかに下回っている。

3. 立法面の「厳罰化」

他方、韓国では2006年から2010年にかけて発生した一連の児童強姦・殺人・誘拐事件をきっかけに、立法面の厳罰化傾向が顕著に現れるようになった。この時期に制定・改正された法律は、いずれも異常な凶悪事件に対する社会的関心が導火線となり、長期間にわたって人権侵害の恐れがあるとして実現されなかった立法が迅速に国会を通過し、「再犯防止・再社会化・国民保護」と大同小異の立法目的のもと、目紛しい法改正で適用範囲を拡大していった。これらの法律は、個別具体的な制裁手段こそ異なるものの、犯罪制裁における科学技術の有効性が前提となっている点で、共通する。

第一、『特定犯罪者に対する保護観察及び位置追跡等に関する法律』（以下「位置追跡法」とする）は、2006年2月の龍山女児強姦殺人事件をきっかけに、2007年4月27日に制定され、当初は2008年10月28日から施行される予定だ

95) 刑事裁判の公正性・信頼性の確保を目標に、法院組織法第8編に基づいて設立された量刑委員会が、裁判官による適正かつ合理的な量刑判断の参照のために設定された基準である（法院組織法第81条の6第1項）。量刑委員会は量刑基準を設定するにあたって、①犯罪の罪質及び犯情並びに被告人の責任の程度を反映すること、②犯罪の一般予防及び被告人の再犯防止並びに社会復帰を考慮すること、③同種または類似犯罪につき、考慮すべき量刑要素に差異がない限り、同様に扱うこと、④被告人の国籍・宗教及び良心・社会的身分等を理由に差別しないこと、の四原則を遵守しなければならない（法院組織法第81条の6第2項）。量刑基準に原則拘束力はないが、宣告刑が量刑基準に合致しない場合、判決文にはその理由を明記しなければならない。よって、裁判官は合理的な理由なくして量刑基準を逸脱することはできない。量刑委員会は、個別犯罪ごとにその特性を反映した量刑基準を策定しており、社会的に重要で発生頻度が高い犯罪の量刑基準を優先して設定し、段階的に量刑基準の設定範囲を拡大している。現在、殺人・賄賂・性犯罪・横領背任・窃盗・詐欺・選挙・交通など20の主要犯罪に対する量刑基準が施行されている。なお、量刑委員会では現在も新たな量刑基準の策定、及び既存の量刑基準の修正・補完作業が進められている。

96) 법무부 『법무연감』(1999~2015) 「교정시설 1일 평균 수용인원」

った。しかし、その後立続けに発生した済州小学生殺人事件（2007年4月）と、日山児童誘拐未遂事件（2008年3月）をうけ、位置追跡法は施行前にもかかわらず、付着期間が5年から10年に延長され、施行期日も2008年9月1日に前倒しされた。次いで、2009年5月8日に対象犯罪の範囲を拡大して名称を『特定犯罪者に対する位置追跡電子装置付着等に関する法律』に変更し、続く2012年12月18日には保護観察制度を新設して、『特定犯罪者に対する保護観察及び位置追跡等に関する法律』へと変容した。その間、同法の適用対象は広がり、2008年当初の性犯罪から2009年には未成年者誘拐、さらに2010年には殺人罪へと拡大し、刑執行終了後3年以内の性暴力犯罪者に遡及適用を認めるとともに、付着期間も最長30年に延ばされた。続く2012年には、対象犯罪に強盗罪・性犯罪及び殺人罪の未遂罪が追加され、未成年者及び障害者に対する性犯罪の追跡装置付着要件を緩和し、2014年6月19日に施行されている。同法は①刑の執行終了後（第5条）、②仮釈放（第22条）、③執行猶予宣告（第28条）時に位置追跡電子装置を付着することが出来ると規定し、特定犯罪者の再犯防止と健全な社会復帰の促進（第1条）が目的とされている。

第二、2000年2月3日『青少年の性保護に関する法律』によって導入された個人情報公開制度は、2005年12月性犯罪者に対する登録制度となり、高危険犯罪者群の写真及び住所の詳細が公開されるようになった。次いで、2006年2月の龍山女児強姦殺人事件をきっかけに、青少年を対象とする性犯罪者の個人情報の登録及び閲覧が強化され、2010年2月の予備中学生拉致強姦殺人死体遺棄事件をきっかけに、2010年4月15日、個人情報の登録期間が20年に延長され、公開対象者のうち、児童・青少年を対象とした性犯罪者については、地域住民に郵便による告知制度を導入し、2010年7月23日には情報通信網を利用した個人情報公開の遡及効が認められた。続く2012年12月18日に改正された『児童・青少年の性保護に関する法律』は、住所の公開範囲を道路名・建物番号にまで拡大し、近隣の市町村へと公開範囲を拡大した。同制度は、性犯罪を犯した者の氏名・年齢・住所・職業・犯罪事実・写真等を公開することによる、一般予防及び特別予防、社会防衛が目的とされる。

この他にも、2008年9月から議論が始まった性衝動薬物治療制度は、上記一

連の児童性暴力犯罪事件をきっかけに2010年6月29日に『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』として制定、2011年7月24日に施行された。同法は、行為者の特殊な危険性を理由に再犯防止・社会復帰をその目的としており、本人の同意を前提とする第22条⁹⁷⁾の治療と、本人の同意なしに強制的に実施できる第8条⁹⁸⁾及び第25条による治療⁹⁹⁾に分けられ、後者は身体の完全性を侵害するという意味で、刑罰的性格を色濃く残すものとなっている。これらの一連の動向は、性犯罪を筆頭とする凶悪犯罪に対する厳しい立法状況を物語る。

4. 保安処分の「厳罰化」

近年の韓国では、性犯罪者に対する迅速かつ効果的な予防制裁を切望する世論に後押しされ、処分の効果に対する実質的検証を経ないまま、科学技術に対する過剰な信仰に基づく保安処分が次々と導入されてきた。例えば、①『児童・青少年の性保護に関する法律』による個人情報公開・告知及び受講命令、履修命令、保護観察、②『特定犯罪者に対する保護観察及び電子装置付着等に関する法律』による位置追跡電子監視及び保護観察、③『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』による性衝動薬物治療及び保護観察、④『治療監護法』による治療監護及び保護観察、⑤『保護観察等に関する法律』による保護観察及び社会奉仕、受講命令等が挙げられる。これらの保安処分は、二元主義のもと特別法によって規定され¹⁰⁰⁾、比例原則に基づく重複付加の制限規定は存在せず、代替主義が明

97) 『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』第22条第1項によれば、「検事は16歳未満の人に対し性暴力犯罪を犯し、懲役刑以上の刑が確定したが、第8条第1項による治療命令を宣告されていない受刑者のうち、性倒錯症患者で性暴力犯罪の再犯の危険性があると認められ、かつ薬物治療に同意するものに対しては、対象者の居住地または現在地を管轄する地方法院に治療命令を請求することができる」としている。

98) 『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』第25条第1項によれば、「性暴力犯罪者のうち、性倒錯症患者で治療監護の執行中に仮終了若しくは治療委託される被治療監護者、または保護監護の執行中に仮出所する被保護監護者（仮終了者）に対し、治療監護審議委員会は、精神科専門医の診断若しくは鑑定結果を斟酌の上、保護観察期間の範囲内で治療命令を課することができる」とし、対象者の同意を必要としない。

99) 『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』第8条第1項によると、「法院は治療命令の請求事由があると認める時は、15年以下の治療期間を定め、判決にて治療命令を宣告しなければならない」とし、初犯の場合であっても対象者の同意とは無関係に判決によって強制的に薬物治療の決定がなされる。

記されている『治療監護法』(第 18 条)の治療監護を除くほとんどの保安処分は、当該事件の判決確定時を基準に判断され¹⁰¹⁾、刑の執行終了後に執行される。そして、その執行過程に対する監督は、もっぱら行刑当局の管轄下に置かれ、裁判所が何らかの形で介入できるような制度設計はなされていない¹⁰²⁾。つまり、保安処分の根拠となる「再犯の危険性」という量刑要素は、判決言渡し時の刑罰に反映されるだけでなく、保安処分を量刑に有利に斟酌することを禁じられ¹⁰³⁾、さらに刑の執行終了後もその必要性を問われることなく、被告人の権利を制限でき、結果として行為者の権利を過剰に制約している。

実際、大邱地方法院 2013. 7. 26 宣告 2013 고후 78 は、四件の住居侵入と小額窃盗、二件の住居侵入窃盗未遂、三件の未成年者強制猥褻、一件の強制猥褻を犯した被告人¹⁰⁴⁾に対し、懲役 20 年、個人情報の公開告知 10 年、位置追跡電子監視 20 年、性暴力治療プログラム 160 時間受講履修、性衝動薬物治療 3 年、治療監護の判決を言い渡した。この他にも、ソウル高等法院 2013. 7. 26. 宣告 2013 나 372 事件では、懲役 15 年、個人情報の公開告知 10 年、位置追跡電子監視 20 年、性暴力治療プログラム 200 時間受講履修、性衝動薬物治療 3 年が命じられた。このような傾向は、図 3-4-1 にも如実に現れており、近年の治療監護による収容人

100) 배종대 “형법총론” 홍문사 2013 년 195/1.

101) 『児童・青少年の性保護に関する法律』第 49 条 1 項、『特定犯罪者に対する保護観察及び電子装置付着に関する法律』第 9 条第 5 項、『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』第 8 条第 4 項

102) 前掲 고명수 「보안처분의 중복 부과에 관한 연구 - 성범죄를 중심으로」 51 쪽이하

103) 『特定犯罪者に対する保護観察及び電子装置付着に関する法律』第 9 条第 7 項、『性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律』第 8 条第 6 項

104) 一連の犯行を時系列で整理するとは、以下の通りである。

2009. 02. 20 夜間の住居侵入及び窃盗により、懲役 8 月、執行猶予 2 年を言い渡される。

2009. 04. 30 窃盗強姦等により懲役 1 年 6 月、執行猶予 2 年を言い渡される。

2010. 01. 08 夜間住居侵入窃盗未遂により懲役 8 月を言い渡され、執行猶予が失効する。

2012. 02. 23 刑の執行終了。

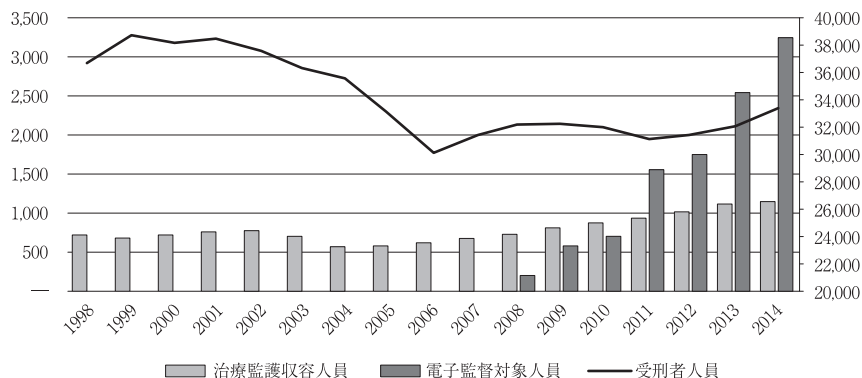
2012. 08. 28 住居侵入、14 歳少女に対する強制猥褻。

2012. 12. 15 住居侵入及び小額窃盗、住居侵入と窃盗並びに 42 歳女子に対する強制猥褻、住居侵入と小額窃盗並びに 16 歳少女に対する強制猥褻。

2012. 12. 19 住居侵入と小額窃盗未遂並びに 42 歳女子に対する強制猥褻、住居侵入と窃盗未遂、住居侵入と 15 歳少女に対する強制猥褻。

2012. 12. 22 住居侵入と小額窃盗。

3-4-1 治療監護・電子監督及び受刑者人員推移



●電子監督対象人員には、380人の週及適用対象者が含まれる。

員は増加する一方で、さらに電子監督対象人員に及んではわずか7年で205人から3,260人と、約16倍に増加している。これは減少傾向にある受刑者人員とは明らかに対照的で、厳罰化の現実が見て取れる。

以上のように、死刑執行停止後の韓国の刑事政策は、伝統的な場面、例えば死刑をはじめとする従来の量刑や被疑者・被告人の権利を擁護すべく進めてきた「非勾留の原則」などでは、法執行者の長年の努力と旧権威主義体制に対する反省があいまって、確実に「非厳罰化」が定着している。しかし、政治的駆け引きが絡む立法面や、新たに導入された保安処分などの場面では、政策的合理性が強調され、結果として「厳罰化」が進むこととなった。

IV 犯罪の実態

刑事政策は、犯罪実態に則したものでなければならない。そして、犯罪実態を正確に把握するには、量的検証と質的検証を有機的に統合する必要がある。前者は、犯罪状況を統計的手法で解明し、全体の趨勢を把握するものであり、後者は個別具体的な事案の態様に見られる特質を抽出し、類型的理解を助けるものである。新たな犯罪対策を導入する政策的判断の場面において、根拠のベースとされ

るべきは正確な量的データであり、事件ごとの特質はあくまでも個別具体的政策を部分的に修正する補充的要素として位置づけるべきである¹⁰⁵⁾。そこで、以下ではまず死刑執行停止後の韓国における犯罪実態を統計的に概観する。そのうえで、前項で見出した「非厳罰化」及び「厳罰化」政策と、犯罪の実態の関係について考察する。

韓国における犯罪実態の把握にもっとも詳細かつ有用な資料として、韓国の大検察庁が毎年第4四半期に公表する『犯罪分析』、法務研修院と韓国刑事政策研究院が共同監修している『犯罪白書』などが挙げられる¹⁰⁶⁾。これらの統計資料は、全国の捜査機関（検察・警察・特別司法警察）が犯罪事件を捜査する過程で、作成・電算入力した犯罪統計原票（発生統計原票・検挙統計原票・被疑者統計原票）に基づいて、犯罪の動向・犯罪者の処遇等について詳細な分析と解説を加えたものである。なお、2015年に大検察庁が犯罪統計原票の集計基準を新たに設定し、従来の犯罪分類体系を修正したため、2015年に刊行された『犯罪白書』は、2005年～2014年の犯罪統計原票の原始データを、新しい集計基準と分類体系を適用して分析している。よって、本稿では1998～2004年の数値は既存の分類手法によるもの（性暴力特別法犯を含む）を、2005年以降は新しい分類手法による統計データをもとに、犯罪実態を分析する。

図4-1-1¹⁰⁷⁾は、死刑の執行が停止された1998年から2015年までの凶悪犯罪の認知件数・検挙件数・犯罪率¹⁰⁸⁾と検挙率を表す。2015年の凶悪犯罪の認知件数は、1998年に比べると2.8倍に増加している。具体的には、2000年以前は15,000件前後だった認知件数が2003年に2万件を超え、2013年には3万件を超えている。凶悪犯罪の検挙件数もまた、認知件数と類似した増加傾向を見せてお

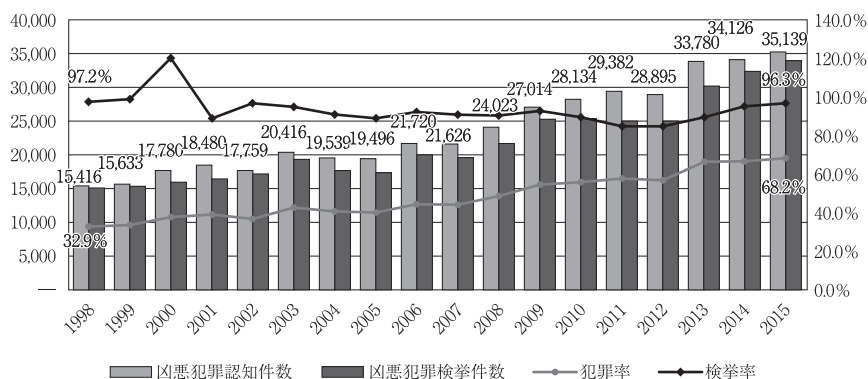
105) 丸山雅夫、『少年法講義』（第2版）、成文堂、2012年、36頁参照

106) この他に、警察庁が毎年発刊する『犯罪統計』は、犯罪趨勢の把握及び刑事政策・治安対策についての詳細な分析が、大法院が毎年発刊する『司法年鑑』は全国の司法関連データとその分析が、法務部が毎年公表する『法務年鑑』は法務行政や業務実績等に併せ、法務・検察・犯罪予防・人権・矯正・出入国業務に関する統計資料を掲載している。

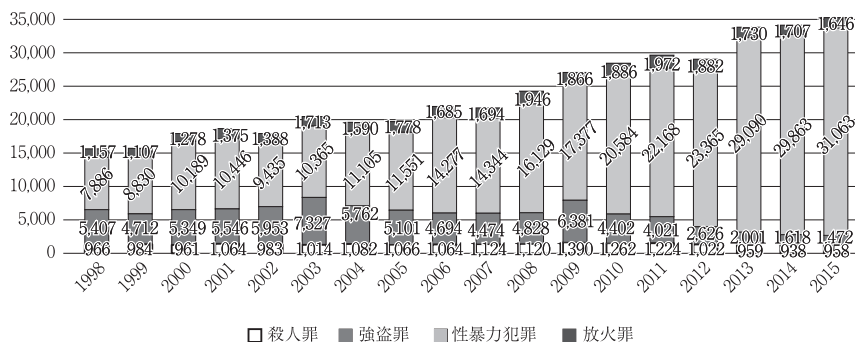
107) 김찰청 『범죄분석』(1999～2016) 「범죄의 발생 검거상황」

108) 人口10万人あたりの認知件数を指す。認知件数は、全国で発生した犯罪事件のうち、各級捜査機関が犯罪事実を確認・立件した事件の数、人口は統計庁の「住民登録人口数」を基準にしている。

4-1-1 凶悪犯罪の認知及び検挙状況



4-1-2 凶悪犯罪認知件数罪名別推移



り、全体的に大幅な増加傾向が見られる。そして、犯罪率も1998年の32.9%から増加し続け、2003年には40%、2009年には50%、2013年には60%を超え、直近の2015年は68.2%と史上最高値を記録して70%越えが見えてくるようになった。一方、凶悪犯罪の検挙率は平均して90%後半を維持している。

そして、凶悪犯罪の罪名別認知件数の内訳は、表4-1-2のとおりである。同期間中、放火罪は2003年以前が1,200件前後、それ以降は平均1,700件を前後し、直近の2015年は1,646件で1998年に比べ、489件増加している。一方、殺人罪は期間中最も多かった2009年が1,390件、平均が1,000件前後に安定しており、

2013 年以降は 900 件代に減少し、1998 年を下回っている。強盗罪は 1998 年の 5,407 件に対し、2012 年以降は 2,000 件台に、2014 年以降は 1,000 件代に減少し、直近の 2015 年は 1998 年比 73% 減の 1,472 件認知され、全期間を通して減少傾向を示している。つまり、期間中の凶悪犯罪の増加は、ほとんど性暴力犯罪¹⁰⁹⁾が占めていることになる。実際、1998 年に 6,016 件だった強姦罪は、2003 年に一万件を、2011 年には二万件を突破し、直近の 2015 年はついに 31,063 件と三万件を突破して、1998 年比約 500% と常軌を逸する驚異的な増加率を見せている。

上記データだけを見れば、ここ 20 年で韓国は凶悪犯罪が 2 倍以上増加し、そのさらに 2 倍以上のスピードで性犯罪が増殖しており、国民の安全のためにも厳罰化政策はやむを得ない帰結のように思える。しかし、視点を変えて、全犯罪について 1998 年以降の犯罪発生率を見てみると、2004 年と 2008～2009 年にピークが見られ、多少の変動幅はあるものの、全期間の 2/3 に当たる 12 年間は 4,000 件を下回る。さらに、1998 年と近年の発生状況を比較すると、2010 年は 19.6 ポイント減、2011 年は 64.7 ポイント減、2012 年 18.3 ポイント減、2013 年は 88.6 ポイント増、2014 年は 47.5 ポイント減、2015 年は 107 ポイント増と比較的安定しており、厳罰化政策の根拠となりうる著しい治安の悪化の兆候は見当たらない(図 4-1-3¹¹⁰⁾)。

次に、治安状況のもう一つの尺度となる、再犯者率を見てみよう。図 4-1-4¹¹¹⁾は刑法犯及び全凶悪犯罪の再犯者率¹¹²⁾をグラフ化したものである。まず、再犯者率の上昇がもっとも顕著な強盗罪だが、前述の通り強盗罪はここ 20 年で認知件数が 7 割減少しており、15% の再犯者率の上昇は初犯者の減少が再犯者の減り方を上回ったことに起因するもので、治安の悪化とは無関係と思われる。そして、殺人罪は 4% 減、性暴力犯罪に至っては 13.6% 減、全刑法犯も 5.7% 低

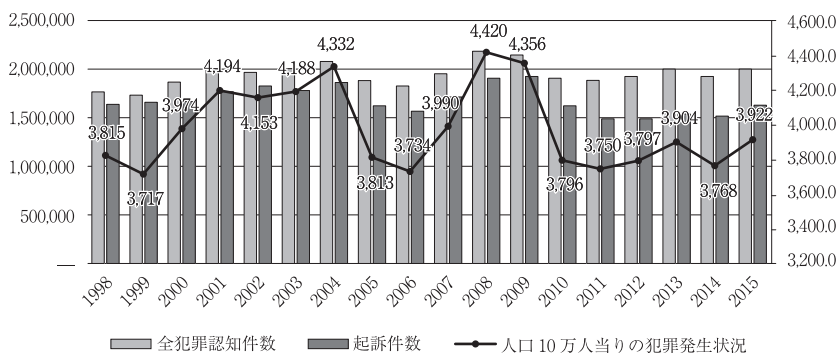
109) 検察庁の『犯罪分析』は、2014 年発刊の 2013 年分の統計までは「強姦」という用語が使われてきたが、2015 年以降「性暴力犯罪」に変更されている。

110) 검찰청 『범죄분석』(1999～2016) 「범죄의 발생 검거상황」

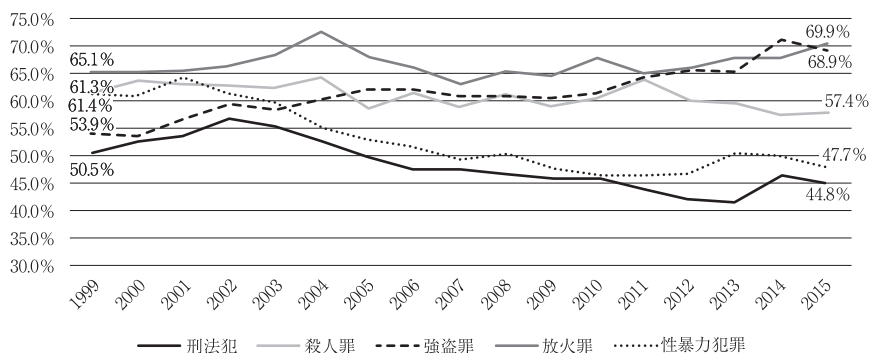
111) 검찰청 『범죄분석』(1999～2016) 「범죄자 전과」

112) 刑法犯で検挙された者のうち、再犯者が占める割合(再犯者率=前科者数/被疑者数)。なお、前科者数は同種前科、異種前科を問わず、前科 1 犯から 9 犯以上の小計を、被疑者数は検察庁の被疑者統計原票に基づいている。

4-1-3 全犯罪認知・起訴件数及び人口10万人当りの犯罪発生状況



4-1-4 刑法犯及び凶悪犯罪の再犯者率



下し、比較的認知件数の少ない放火罪（4.8% 増）を除けば、再犯者率の明確な上昇は確認できない。とりわけ、2003 年以降、性暴力犯罪の再犯者率は常に他の三つの凶悪犯罪を下回っており、2015 年も 47.7% と比較的低い数値を表している。

さらに、再犯率の一種である再入率について見てみよう。韓国の法務部が 2010 年に、刑期満了・仮釈放・赦免などの事由により刑事施設から釈放された者を対象に行った調査によると、禁錮以上の刑で服役し、出所した受刑者のうち、出所後 3 年以内に再入所（初回の入所に限る）した比率は 22.1% だった¹¹³⁾。そして、その罪名別内訳は表 4-1-5 の通りで、再入率が最も高かったのは麻薬関連

犯罪の 46%、次いで窃盗罪が 41.3%、凶悪犯罪で再入率をもっとも高いのは強盗罪の 23.7% で、一方性暴力犯罪の再入率は平均値を下回る 18.3% だった。つまり、これらのデータは、「性犯罪の再犯率が高い」という「俗説」を覆す根拠になると同時に、再犯率の高さを理由に、性犯罪者に対する保安処分を強化する政策判断は、科学的根拠が伴っていないことを意味する。

表 4-1-5 罪名別再入率

区分	総出所者数	再入所者罪名								
		殺人	強盗	性暴力犯罪	暴行	窃盗	詐欺横領	麻薬関連	過失犯	その他
出所人員	25,066	707	978	989	2,707	5,009	7,836	1,703	1,807	3,330
再入所人員	5,547	63	232	181	636	2,070	974	784	268	339
再入率 (%)	22.1	8.9	23.7	18.3	23.5	41.3	12.4	46.0	14.8	10.2

性暴力犯罪の公式統計数値の上昇は、実際の犯罪実態の変化というより、統計手法の変化、例えば「性暴力犯罪」の項目に分類される犯罪項目の増加などに起因する可能性が高い。実際、性暴力犯罪が著しく増加し始めた 2006 年から 2015 年までの、性犯罪類型別認知件数の内訳を考察すると（表 4-1-6）、強姦罪が全性犯罪に占める割合は、最も多い 2009 年でも 22.6% で、2015 年には 17% に減少している。一方、強制猥褻罪は 2006 年の 34.9% から持続的に増加し、2012 年には 46.9%、2015 年にも 42.7% を占め、性犯罪で最も割合が高い。そのほかに、急激な増加を見せたのはカメラ等利用盗撮で、当初の 3% から 2015 年には 24.9% と約 1/4 を占めるようになった。つまり、性暴力犯罪の急激な増加は、軽微な犯罪の増加及び同申告率の上昇によるものと推察するほうが合理的で、実際 2015 年の純粋な強姦罪の認知件数は 5,274 件と、むしろ 1998 年の 7,886 件よりも少ない。もちろん、1998 年の強姦罪の統計に具体的にどのような犯罪が含まれていたか、統計資料に明確な記載がないため単純比較はできないが、かかる統

計データのみで治安の悪化や性犯罪の横行を主張するのは安直すぎるように思われる。

表 4-1-6 主要性犯罪類型別認知件数及び構成比推移 (2006~2015 年)¹¹⁴⁾

年度	強姦	強制猥褻	強姦等 ¹¹⁵⁾	強姦等殺人／致死	強姦等傷害／致傷	特殊強盗強姦等	カメラ利用盗撮	性的場所侵入	通信媒体利用淫乱	公衆密集場所猥褻	計
2006	2,510	4,984	2,895	22	1,874	306	517	—	195	974	14,277
2007	2,659	5,348	2,600	12	1,625	357	564	—	240	939	14,344
2008	3,621	6,080	2,601	17	1,625	368	585	—	378	854	16,129
2009	3,923	6,178	2,706	18	1,544	479	834	—	761	934	17,377
2010	4,384	7,314	3,234	9	1,573	293	1,153	—	1,031	1,593	20,584
2011	4,425	8,535	3,206	8	1,483	285	1,565	—	911	1,750	22,168
2012	4,349	10,949	1,937	13	1,208	209	2,462	—	917	1,332	23,376
2013	5,359	13,236	1,186	22	1,094	150	4,903	214	1,416	1,517	29,097
2014	5,092	12,849	624	8	872	123	6,735	470	1,254	1,838	29,865
2015	5,274	13,266	283	6	849	72	7,730	543	1,139	1,901	31,063

V むすび

本稿の目的は、死刑執行停止後の韓国の刑事政策の全体像を理解することにあつた。そのために、死刑の執行が停止された1998年から2015年までの死刑判決を統計的に分析した。その結果、期間中死刑判決は明らかに減少していること、第1審裁判所以上に上級裁判所が死刑判決を回避している特徴が見られた。また、2015年末現在拘置所に収監されている死刑確定囚57人と軍死刑囚3人は、いずれも他人の生命を侵害した罪で死刑判決を言い渡され、6割以上の事件が被害者2人乃至3人と多く、被害者が4人以上の連続大量殺人事件も3割近く占めてい

114) 김찰청 『범죄분석』 (2016) 15 쪽

115) 強姦等は犯罪統計原票上の罪名コードで、強姦と強制猥褻が区別されていない場合を指す。

た。とりわけ、第1審の死刑判決が一桁台になった2002年以降は、よほどの特別な事情がない限り、被害者1人の事件で死刑判決が出されることはなくなり、死刑判決に対する裁判所の慎重な態度を直截的に読み取ることができた。そして、直近の死刑判決を詳細に分析した結果、上記統計データに符合する量刑判断がなされていた。すなわち、犯行の態様や計画性などの量刑事情を平面的に斟酌するのではなく、生育環境・性向・改善教化の可能性など、とりわけ被告人の主観的量刑要素を重視して多面的に評価し、客観的に誰しものが死刑は回避できないという判断が可能な例外的なケースのみに死刑が適用されていた。また、第1審刑事公判被勾留人員比率が低下し、近時は無期懲役判決がピーク時の1/5に減少していること、長期自由刑も安定的に1998年の水準を下回るか、ほぼ同水準を維持していること、受刑者の減少などから、伝統的な法の執行場面における「非厳罰化」の特徴を読み取った。

反面、同期間中、異常な凶悪事件に対する社会的関心が導火線となり、「再犯防止・再社会化・国民保護」の立法目的を掲げた、迅速な法の制定と目紛しい法の改正が繰り返された。また、性犯罪者に対する迅速かつ効果的な予防制裁を切望する世論に後押しされ、処分の効果に対する実質的検証を経ないまま、保安処分が次々と導入された。これらは、個別具体的な制裁手段こそ異なるものの、犯罪制裁における科学技術の有効性が前提となっている点で共通し、いずれも人権侵害の危険性を孕んでいる。さらに、裁判所による保安処分の重複付加や、裁判の時点で釈放時の危険性を評価することの不合理性、保安処分の宣告後は裁判所による統制が不可能な点など、さらなる「厳罰化」に向けた危険信号が灯っていた。

他方、新たな犯罪対策を導入する政策的判断の場面において、根拠のベースとされるべき正確な量的データを見る限り、明確な治安の悪化は確認できなかった。まず、近年の犯罪発生状況は比較的安定し、1998年と比較してもさほど変わらない数値だったこと、次に「厳罰化」政策の矛先が真正面に向かっている性暴力犯罪の再犯者率が低下し続け、さらに2003年以降は常に他の三つの凶悪犯罪の再犯者率を下回っていたことなどから、性暴力犯罪の再犯率を根拠に行われた保安処分の強化政策が、科学的根拠を欠いていることを立証した。そして、性暴力

犯罪の公式統計数値の上昇は、むしろ統計手法の変化に起因することも併せて指摘した。実際、性暴力犯罪が著しく増加しはじめた2006年から2015年までの性犯罪類型別認知件数の内訳によると、半数以上は凶悪犯罪とは無縁な軽微な犯罪で、2015年の純粋な強姦罪の認知件数は1998年より2,612件も少ないことがわかった。

死刑執行停止後の韓国の刑事政策は、性犯罪を筆頭とする凶悪犯罪に対する立法作用としての法定刑、並びにその予防を目的とする行刑作用としての保安処分は厳罰化の傾向を示す一方、伝統的な司法の場面では「非厳罰化」が定着し、両者が同居する特徴を見せている。また、手続面でも捜査機関による伝統的な勾留手続などは厳格に行われているものの、保安処分の場面では裁判所のコントロールがほとんど働いておらず、将来の危険性を過剰に評価した不当に厳しい処分が無制限に併科されている特徴が見られる。よって、死刑執行停止後の韓国の刑事政策を評価するにあたって、一概に人権擁護、もしくは厳罰化と断言することは木を見て森を見ずの結論といえる。そして、かかる現象は、「死刑の執行停止」と密接な関係にあるように思われる。すなわち、死刑の執行をはじめとする伝統的刑事政策場面では責任主義に立脚した数々の施策を施す反面、「死刑執行停止」の反動として強まる国民の厳罰化要求を受けて、即効性のある立法行為と技術及び数値をもって実効性をアピールしやすい保安処分に頼っていると解釈できる。言い換えれば、「厳罰化」と「非厳罰化」の法現象の同居は、死刑の執行停止に伴う政府の世論鎮静対策と司法府の法治主義堅守の権衡が生み出した政策的妥協の産物で、死刑の執行停止が厳罰化の一翼を担っていると評価することもできるように思う。

完